

消防庁関係資料

平成 25 年 3 月
消 防 庁

< 目 次 >

1. 平成25年度消防庁予算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 緊急防災・減災事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 市町村の消防の広域化の推進について・・・・・・・・・・・・ 3
4. 消防団の充実強化及び安全対策の推進について・・・・・・・・ 5
5. 消防救急デジタル無線及びJアラートの自動起動機等の整備について・・ 7
6. 消防防災施設の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
7. 長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要等について・・・・・・・・ 9
8. 平成25年度消防庁予算及び平成25年度の消防防災に関する
地方財政措置の見通し・その他留意事項について・・・・・・ 10

消防庁予算(案)の概要

H25当初 予算額(案) 153億57百万円

(うち、一般会計分125億2百万円、復興特別会計分28億55百万円)

計 338億84百万円

H24補正 予算額 185億27百万円

[H24当初 272億24百万円]

I 国民の命を守る消防防災行政の推進

	H25当初	H24補正
(1) Jアラートによる災害時の情報伝達体制の強化 Jアラートの自動起動機等の緊急整備(3.0)、福島県におけるJアラートによる災害情報伝達手段の多重化・多様化(2.0)	5.0億円	28.4億円
(2) 消防救急デジタル無線の整備 大規模災害時の緊急消防援助隊の災害対応力を強化するための消防救急デジタル無線の整備(4.0)	4.0億円	61.0億円
(3) 消防団の充実強化・安全対策の推進 消防団の充実強化(2.0)、被災地における消防団の安全確保と復興推進事業(1.9)	3.9億円	40.0億円
(4) 消防防災施設の整備促進 消防防災施設整備費補助金(19.0)	19.0億円	33.2億円
(5) 緊急消防援助隊の即応体制の強化等 拠点機能形成車両、津波・風水害対策車両等(4.2)、緊急消防援助隊設備整備費補助金[車両等分](45.0)等	56.5億円	12.7億円
(6) コンビナート災害対策・原子力防災対策等の推進	10.8億円	—

II 被災地における消防防災体制の強化

消防防災施設・設備災害復旧費補助金(20.2)、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(0.4)
福島県におけるJアラートによる災害情報伝達手段の多重化・多様化(2.0)[再掲]
被災地における消防団の安全確保と復興推進事業(1.9)[再掲]等

28.5億円

—

消防庁「15ヶ月予算」の状況

区分	「15ヶ月予算」		H24当初 C	対前年度 差引 (A-C)
	H25当初(案) A	H24補正 B		
一般会計分 ①	12,502	18,527	12,394	108 (+0.9%)
事業費総計(人件費除く)	11,180	18,527	11,028	151(+1.4%)
主な事業				
Jアラートによる災害時の情報伝達体制の強化	300	2,840	—	
消防救急デジタル無線の整備	400	6,098	2,000	
消防団の充実強化・安全対策の推進	197	4,000	190	
消防防災施設の整備促進[消防防災施設整備費補助金]	1,904	3,318	722	
緊急消防援助隊の即応体制の強化	422	1,274	—	
緊急消防援助隊設備整備費補助金[車両等分]	4,497	—	2,897	
東日本大震災復興特別会計分 ②	2,855	—	14,830	▲11,975 (▲80.7%)
主な事業				
消防防災施設・設備災害復旧費補助金	2,017	—	14,316	
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金	39	—	—	
福島県におけるJアラートによる災害情報伝達の多重化・多様化	200	—	—	
被災地における消防団の充実強化・安全対策の推進	191	—	—	
緊急消防援助隊活動費負担金[東日本大震災派遣ヘリ除染]	408	—	—	
総計(①+②)	15,357	18,527	27,224	▲11,867 (▲43.6%)

緊急防災・減災事業費について

平成25年度の地方公務員給与費の臨時特例に対応し、緊急に防災・減災事業に取り組むため、緊急防災・減災事業費（地方単独事業）を4,550億円計上

1. 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業。

(1) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備

【新】③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

(2) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転

【新】③ 災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化 など

(3) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 防災行政無線のデジタル化
- ② 消防救急無線のデジタル化
- ③ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

【新】④ 広域化等に伴う高機能消防指令センターの整備 など

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成25年度

市町村の消防の広域化の推進

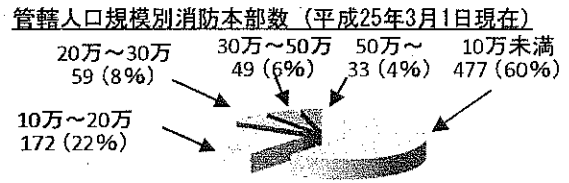
1 消防を取り巻く環境の変化

- 災害の多様化・大規模化、●救急等に関する住民ニーズの変化、●少子高齢社会、人口減少時代へ突入
- ◎消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要性 ◎消防体制の確立や消防力の拡充のため、広域化は重要



2 消防本部の現状

- 従前から(平成6年～)市町村の消防の広域化を推進
- 市町村合併の進展とともに、消防本部数は一定程度減少
H3 936 → H6 931 → H12 907 → H19 807 → H24 790
(H25.3.1)
- 管轄人口10万未満の小規模な消防本部が未だ多数存在
・10万未満：60%、・30万以上：10%



3 現行の消防の広域化の推進スキーム

- 平成18年6月「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
 - ・広域化の趣旨: 消防体制の整備及び確立を図るために行うもの。
 - ・広域化の定義: 2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること
 - ※広域化の主なメリット ①住民サービスの向上、②消防体制の効率化、③消防体制の基盤の強化
- 平成18年7月「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
 - ・「消防広域化推進本部(本部長: 消防庁長官)」の設置
 - ・消防本部の規模は、一般論として大きいほど望ましい。管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当。
 - ・遅くとも平成19年度中には、都道府県は推進計画を策定。
 - ・推進計画策定後、5年度以内(24年度まで)を目途に広域化を実現。
- 平成19年度 都道府県による「消防広域化推進計画」の策定
 - ・消防の現況及び将来の見通し・広域化対象市町村の組合せ等
- 平成20年度～ 広域化対象市町村による「広域消防運営計画」の作成
 - ・広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
 - ・消防本部の位置及び名称の決定
 - ・市町村の防災関係機関相互間の連携の確保等
- 平成24年度末(推進計画策定後5年度以内) 消防の広域化の実現

4 広域化の実績(平成25年3月1日現在)及び検討状況等

- 実績: 平成18年消防組織法改正以降、11ブロック(25消防本部)が広域化し、3町村が非常備を解消。
- 今後の見込み: 平成24年度(平成25年4月1日を含む)までに13ブロック(36消防本部・1村)が広域化の見込みがあり、平成25年度以降に8ブロック(46消防本部・1村)が広域化の可能性はある。

5 第26次消防審議会における審議について

●消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申(平成24年9月7日)の概要

1. 広域化の評価及び継続の必要性
 - ・広域化の取組を引き続き推進することが必要。
2. これまでの状況を踏まえた広域化に関する基本認識の在り方
 - ・現行の30万人の管轄人口目標には必ずしもこだわらず、地域の特性や実情を十分に踏まえて対応。
 - ・特に次のような地域(都道府県が指定する「重点地域(仮称)」)を重点的に支援していくべき。
 - ① 消防本部の規模が小さい市町村や非常備町村など、今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域。
 - ② ①以外であっても広域化の気運が高い地域。
3. 広域化の実現の期限
 - ・一定の期限を区切り、広域化を着実に推進するため、5年程度延長することが適当。
4. 今後の広域化の取組の具体的な方向性
 - ・広域化に係る課題に対する再検討を行い、地域の実情に応じたきめ細かな支援等が必要。



- 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、消防の広域化の取組を強化
- 財政支援措置をソフト・ハードの両面から強化

消防広域化支援対策の拡充等

—平成25年度(案)—

都道府県、市町村において一層の取組を行っていただくため、平成25年度については、「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴い必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政支援措置を強化します。

市町村分

I 消防広域化準備経費

- 消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について地方交付税措置を講じる。(拡充)

II 消防署所の整備

- 広域化対象市町村が、消防の広域化に伴って、消防力の整備指針に基づき行わなければならない広域消防運営計画等に定められた消防署所の整備等(新築を含む。)を支援する。(拡充)
▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)
- 消防の広域化に伴い新・改築する庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備を支援する。(拡充)
▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

III 消防指令施設の整備

- 国の周波数再編に伴うデジタル化関連事業として平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで市町村の消防広域化に伴い整備するもの又は複数の消防本部が共同で整備するものの整備を支援する。(拡充)
▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

IV 消防車両等の整備

- 広域化対象市町村が、消防の広域化に伴い強化する消防車両の整備等を支援する。(拡充)
▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

※ II～IVについては、既に広域化を行った市町村も対象

都道府県分

I 消防広域化指導経費

- 重点地域(仮称)の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について地方交付税措置を講じる。(拡充)

II 広域化対象市町村に対する支援に要する経費

- 広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について地方交付税措置を講じる。(新設)

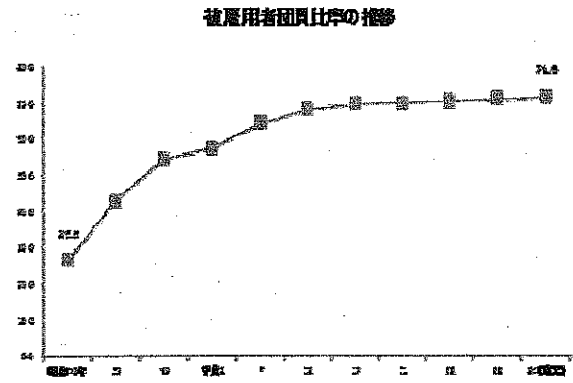
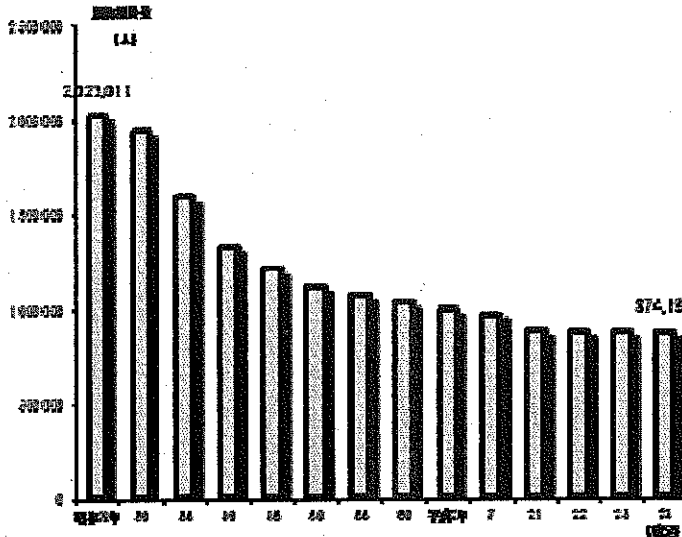
※ 平成26年度以降の措置については、今後、消防の広域化の推進期限(平成30年4月1日まで)や消防の広域化の状況を踏まえて、所要の措置を講じる予定。

消 防 団 の 充 実 強 化

1 消防団員の入団促進

全国的に、消防団員の減少が続いてきている状況。消防庁では、「若者が入りやすい消防団」という観点から①処遇の改善、②事業所への働きかけ、③地域ぐるみの取組、④より多様で魅力ある消防団へ、といった取り組みを地方公共団体と協力しながら進めております。

引き続き、消防団員の入団促進に取り組まれるようお願いいたします。



2 消防団員の処遇向上

消防団員に関する報酬及び出動手当については、以下のとおり、地方交付税措置を講じているところですが、全国的に低い状況となっているため、金額の低い市町村におかれては、報酬及び出動手当の向上を検討されるようお願いいたします。

① 決算による年額報酬・出動手当の全国平均

	全国平均 (H22 決算ベース)	(参考) 交付税単価
年額報酬	25,064 円/年	36,500 円/年
出動手当	2,562 円/回	7,000 円/回

② 処遇の向上に係る通知

(1) 「消防団の充実強化について」(平成 23 年 10 月 28 日付け消防庁長官通知) 抜粋

2 消防団員に対する報酬等の取扱い

(1) 報酬及び出動手当について

非常勤の消防団員に関する報酬等については、法第 23 条の規定に基づき、各市町村の条例で定められているところです。また、この報酬等については、普通交付税の基準財政需要額として算入されているところですが、各市町村の条例単価と交付税単価とを比べてみると、全国的に交付税単価より条例単価の方が低い状況にあります。交付税単価はあくまで標準的な額ではありますが、条例単価が低い市町村におかれては、必要な単価の引上げ等を検討いただきますようお願いいたします。

(2) 「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」報告書を受けた取り組みの推進について」(平成 24 年 8 月 30 日付け防災課長通知) 抜粋

4 消防団への入団促進を図るための取り組みの推進

「若者が入りやすい消防団へ」という観点から、以下のような取り組みを推進すること。

① 処遇の改善等 (家族の理解)

ア 活動内容に応じた処遇の改善は重要であり、特に地震、風水害などの長時間(長期間)の活動を余儀なくされる大規模災害時の出動手当は、充実すべきと考えられること。

消防団の充実強化・安全対策の推進

施策概要

- 東日本大震災では、消防団員が住民の避難誘導や水門閉鎖等の活動に献身的に従事し、多大な成果を出した一方で、多数の犠牲者(死者・行方不明者 254名)を生じた。消防団員の安全確保や救助活動の充実を図ることが喫緊の課題。
- 「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」(平成24年8月)を踏まえ、消防団の充実強化・安全対策の推進に取り組む。

H25予算額(案) 3.9億円(H24補正 40.0億円)

① 消防団の充実強化 2.0億円 [一般会計]

消防団入団促進キャンペーン等の消防団の入団促進策や、消防団員の活動時の安全対策及び惨事ストレス対策の強化を実施。

② 被災地における消防団の安全確保と復興推進事業 1.9億円 [東日本大震災復興特別会計]

被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の消防団について、トランシーバーや放射線線量計など津波災害時や原子力災害避難指示解除準備区域等の消防団活動に係る安全確保機材等を整備。



消防団の機能強化のための整備について

防災対策事業の「消防団に整備される施設(車両、緊急伝達システム、拠点施設)」のうち、東日本大震災の教訓を踏まえて、津波災害等の大規模災害時において、住民の安全に直結する消防団の機能強化のための整備について、緊急防災・減災事業の対象とすることとしている。

○ 対象事業の例示

- ・ 消防団は消防団車両を用いて住民の避難誘導を行うことから、消防団車両の整備
- ・ 津波災害時等の救助活動及び被災地への広域応援活動を行うための機能をもった車両(救助資機材搭載型車両、人員搬送車)の整備
- ・ 避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備
- ・ 活動中の消防団員の拠点となる消防団拠点施設の整備

消防救急デジタル無線の整備

施策概要

- 東日本大震災では、消防救急無線がデジタル化されていないため通信の輻輳など被災地の救援にきた緊急消防援助隊の救助活動に大きな支障を来したところ。
- 今後想定される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害時に出勤し救命・救助を行う緊急消防援助隊の活動を円滑にするため、現在アナログ方式で運用されている消防救急無線設備を平成28年5月末※までにデジタル方式に移行させ、災害に強い消防通信基盤を構築。

※電波法に基づく周波数割当計画(総務省告示第714号)により使用期限が規定。

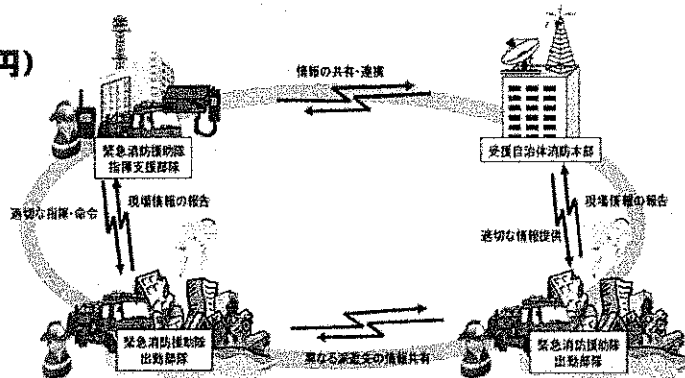
(参考1) 緊急消防援助隊: 大規模災害時に消防庁長官の指示等(消防組織法第44条)で出勤する各市町村消防本部等所属の部隊。

(参考2) 消防救急無線: 消防指令本部と消防署、消防隊・救急隊を結ぶ通信網。本部からの消防隊・救急隊への指令・報告、隊員間の連絡等に使用。

H25予算額(案) 4.0億円
(H24補正 61.0億円)

- ・ 未整備団体(556消防本部)のうち、東日本大震災の被災地や財政力の弱い団体など特に支援が必要な団体を対象。
- ・ 緊急消防援助隊設備整備費補助金として、整備費用の1/2を補助。

消防救急デジタル無線の整備については、「周波数有効利用促進事業(デジタル防災ICTシステム等の整備)」においても、更なる電波の有効利用促進の観点から周波数の再編に資する防災用等のデジタル無線システムの整備を支援 **H25予算額(案) 25.0億円**



【デジタル化のメリット】

- ① 大容量の情報を瞬時に伝送しよりの確な指示を発令することができる
- ② チャンネル数が増加し無線の錯綜・混信が抑制できる
- ③ 消防本部間の通信ネットワークが接続されよりの広域的な通信が容易になる等

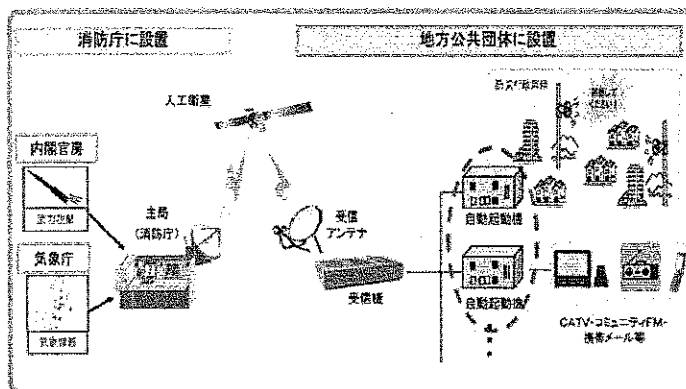
Jアラートによる災害時の情報伝達体制の強化

施策概要

- 東日本大震災では、住民への災害情報の伝達のあり方が極めて重要な課題に。また、昨年4月、12月には北朝鮮によるミサイル発射事案、5月には竜巻災害が発生。住民への災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進し、緊急時の情報伝達体制を早急に強化することが急務。
- 市町村において最低1つの情報伝達手段を全国瞬時警報システム(Jアラート)により自動起動できる体制を緊急に構築。未整備市町村を対象にJアラートの自動起動機等の整備費を全額交付。
- 福島県については、「福島復興再生基本方針(平成24年7月13日閣議決定)」を踏まえ、特にJアラートによる災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進し、災害発生時の情報伝達体制を強化。

H25予算額(案) 5.0億円
(H24補正 28.4億円)

- ・ Jアラートの自動起動機等の未整備市町村に対して、整備費を全額交付 **【一般会計:3.0億円】**
- ・ 福島県内市町村については、複数の情報伝達手段をJアラートにより自動起動できるようにするための整備費を全額交付。 **【東日本大震災復興特別会計:2.0億円】**



消防防災施設の整備促進

施策概要

- 地域住民の大規模災害への不安が高まる中、住民生活の安心・安全を確保するため、市町村等に対し、耐震性貯水槽、防災用備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備に要する経費の一部を消防防災施設整備費補助金により補助。
- 大規模災害時の消防水利や被災住民の飲料水・生活用水を確保するためには、耐震性貯水槽の整備が極めて有効。被災住民への応急救護に不可欠な物資を備蓄する防災用備蓄倉庫は地域住民からのニーズが高い。また、増大する災害通報に迅速・的確に対応するために、高機能消防指令センターの整備が必要。
- 地域住民の防災・減災への関心が高まる中、消防防災施設の充実に対する需要が急増。

H25予算額(案)

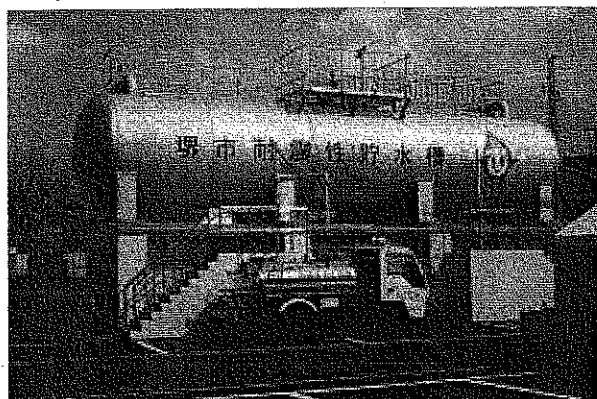
19.0億円

(H24補正 33.2億円)

<補助対象>

- ①耐震性貯水槽
- ②防災用備蓄倉庫
- ③防火水槽(林野分)
- ④林野火災用活動拠点広場、
- ⑤高機能消防指令センター 等

<補助率> 1/2 又は 1/3



耐震性貯水槽



高機能消防指令センター

長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要等について

火災の概要

発生日時：平成25年2月8日(金) 時刻は調査中
発生場所：グループホームベルハウス東山手（長崎県長崎市東山手町6番16号）
建物用途：複合用途（グループホーム、事務所、住宅）
※ 消防法施行令別表第1(16)項イに該当
施設概要等：昭和40年11月18日に建築 鉄骨造一部木造(4階建て)
延べ面積：グループホーム部分(1、2階)の延べ面積は270.36㎡
(建物全体は529.4㎡)
消防用設備等：消火器、自動火災報知設備、誘導灯、消防機関へ火災を報知する設備
焼損程度：部分焼(焼損床面積については、現在調査中)
人的被害：死者4名 負傷者8名 (重症：男1女1、中等症：女4、軽症：男1女1)
出火原因：現在調査中

(参考) 認知症高齢者グループホームに係る消防法令上の主な安全対策

消火器	構造・面積にかかわらず全て
スプリンクラー設備	延べ面積275㎡以上の施設
自動火災報知設備	構造・面積にかかわらず全て
消防機関へ通報する火災報知設備	構造・面積にかかわらず全て
防火管理者の選任・消防計画の作成	収容人員10人以上

スプリンクラー設備設置促進への協力(お願い)

- 認知症高齢者グループホーム等へのスプリンクラー設備の設置促進について、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を通じた補助制度を活用する等により、協力いただきたいこと。
- また、厚生労働省において、平成25年度の地方財政計画の特別枠として計上される「地域の元気づくり事業費」や平成24年度補正で創設された「地域の元気臨時交付金」を活用したスプリンクラーの設置促進について周知する予定と聞いており、これを踏まえて適切なご対応いただきたいこと。

(参考) 消防庁における火災を踏まえた今後の対応方針

認知症高齢者等が入所する施設における火災対策のあり方について検討するため、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を開催し、検討を開始する予定

【主な検討項目】

- (1) 認知症高齢者グループホーム火災の概要と課題の整理
- (2) 認知症高齢者グループホーム等における防火対策のあり方

平成25年3月11日(月)14時から、第1回検討部会を開催する

事務連絡
平成25年3月4日

各都道府県消防・防災主管部局 }
各指定都市消防・防災主管部局 } 御中

消防庁総務課

平成25年度消防庁予算及び平成25年度の消防防災に関する
地方財政措置の見通し・その他留意事項について

平成25年度の国の予算につきましては、本年1月29日に閣議決定されたところであります。

平成25年度消防庁予算及び現段階における消防防災に関する地方財政措置の見通し・その他留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、平成25年度消防防災に関する普通交付税措置案のより具体的な内容については、別途ご連絡する予定です。

(別 紙)

I. 平成25年度消防庁予算及び平成25年度の消防防災に関する地方交付税措置について

1 消防の広域化

消防の広域化については、市町村の消防の広域化に関する基本指針を改正し、消防の広域化の取組を強化し、ソフト・ハードの両面から総合的に財政支援措置を講ずることとしています。

具体的には、市町村の消防広域化準備経費及び都道府県の消防広域化指導経費に対する地方交付税措置を拡充するほか、都道府県が広域化対象市町村に対する支援に要する経費に対して、地方交付税措置を講ずることとしています。

また、消防の広域化に伴って市町村が行う消防署所、消防指令施設及び消防車両等の整備について、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税算入率70%)の対象とすることとしています。

都道府県及び市町村におかれては、これらの措置を活用し、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2 消防団の充実強化・安全対策の推進

東日本大震災を踏まえ消防団の充実強化・安全対策の推進は地域の防災力の強化のため喫緊の課題となっています。都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、消防団の充実強化・安全対策の推進に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(1) 消防団員の入団促進

消防団員数の減少が続いていることを踏まえ、平成25年度消防庁予算により消防庁において消防団入団促進キャンペーンを実施する等の取組を進めることとしているほか、消防団員の入団促進に要する経費について、引き続き、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 消防団員の処遇の改善

消防団員に関する報酬及び出動手当については、引き続き、地方交付税措置を講ずることとしていること。全国的に交付税単価より条例単価が低い状況にあることから、条例単価が低い市町村におかれては必要な単価の引き上げを御検討いただきたいこと(参考:平成23年10月28日消防庁長官通知「消防団の充実強化について」(消防災第337号))

(3) 消防団員の安全対策

東日本大震災において多数の消防団員が活動中に犠牲になったことを踏まえ、平成24年度消防庁補正予算及び平成25年度消防庁予算（岩手県、宮城県及び福島県の被災3県のみ）において安全確保資機材の整備（無償貸付）を行うほか、消防団員の安全対策及び惨事ストレス対策の強化を行うこととしていること。このほか、消防団員の安全装備品の充実に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 消防団の車両・資機材の整備

平成24年度消防庁補正予算により救助資機材搭載車両、軽小型動力ポンプ車両、安全確保資機材等の整備（無償貸付）を行うほか、消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備に要する経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

(5) 消防団120年・自治体消防65周年記念式典

消防団120年・自治体消防65周年記念式典への出席旅費については、新たに地方交付税措置を講じることとしていること。

3 消防救急デジタル無線の整備促進

消防救急デジタル無線の整備については、その期限が平成28年5月末であり、緊急に対処すべき課題であることを踏まえ、平成24年度消防庁補正予算及び平成25年度消防庁予算において、緊急消防援助隊設備整備費補助金により補助するため所要の予算額を計上しているほか、消防救急デジタル無線の整備に係る地方単独事業について、引き続き、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしております。

さらに、平成25年度総務省予算においては、電波の有効利用促進の観点から、周波数の再編に資する消防救急デジタル無線を含む防災用等のデジタル無線システムの整備を支援する補助制度を創設*することとされております（「周波数有効利用促進事業」（デジタル防災 ICT システム等の整備））。

都道府県及び市町村におかれては、これらの措置を積極的に活用し、期限までの整備を進めていただきますようお願いいたします。

※ 電波利用料の用途に本施策の補助対象を追加するための電波法改正案を今通常国会に提出予定

4 全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動機等の整備

平成24年度消防庁補正予算及び平成25年度消防庁予算において、Jアラートの自動起動機等を未整備団体に整備するための費用を、防災情報通信設備整備事業交付金により、全額交付することとしているほか、被災地については、平成24年度消防庁補正予算及び平成25年度消防庁予算（福島県のみ）により、複数の情報伝達手段をJアラートにより自動起動できるようにするための整備費用を、防災情報通信設備整備事業交付金により全額交付することとしております。

また、Jアラートの整備に係る地方単独事業について、引き続き、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしているほか、Jアラートの定期点検経費について、地方交付税措置を講じることとしております。

市町村におかれては、住民への災害時の情報伝達体制を強化するため、これらの措置を積極的に活用し、整備を進めていただきますようお願いいたします。

5 消防防災施設の整備

平成24年度消防庁補正予算及び平成25年度消防庁予算により、耐震性貯水槽、防災用備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備に要する経費の一部を消防防災施設整備費補助金により補助するため所要の予算額を計上しており、都道府県及び市町村におかれては、住民生活の安心・安全を確保するため、これらの措置を積極的に活用し、整備を進めていただきますようお願いいたします。

6 公共施設等の耐震化

災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、引き続き、耐震化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(1) 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設に加えて、新たに災害時要援護者対策のための社会福祉施設等の耐震化事業が、緊急防災・減災事業債の対象とされること。

(2) 吊り天井脱落対策の規制強化を踏まえ、吊り天井の点検に要する経費について、平成27年度までの3年間地方交付税措置を講じることとしていること。

7 その他の主な地方交付税措置

(1) 防災強化に関する対策については、地域防災計画の見直し、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化及び非常用物資の購入に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。また、平成24年6月の「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)の一部改正を踏まえ、大規模広域な災害に備えるため、広域応援要領及び受援計画の策定・見直しなど、広域的な防災体制の充実に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしております。

(2) 消防防災行政に係る通信手段の確保については、都道府県・市町村の防災本部長等の危機管理者に対して衛星携帯電話を配備するために要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしております。

- (3) 住宅用火災警報器については、未設置世帯への更なる設置推進のほか、設置世帯に対する電池切れ又は点検未実施による誤発報などによる取り外し防止広報など、地域の多様なボランティア等と連携した取組に係る経費について、地方交付税措置を講じることとしております。

II. 緊急防災・減災事業について

以下のような地方単独事業について、充当率100%、普通交付税の基準財政需要額への算入率70%の緊急防災・減災事業債の対象の対象とすることとしています。

都道府県、市町村におかれましては、消防防災体制の強化のため、以下の措置を活用し、整備を進めていただきますようお願いいたします。

- (1) 地域の防災力を強化するための施設の整備
- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
 - ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
 - ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等）（※） など
- (2) 災害に強いまちづくりのための事業
- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
 - ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
 - ③ 災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化（※） など
- (3) 災害に迅速に対応するための情報網の構築
- ① 防災行政無線のデジタル化
 - ② 消防救急無線のデジタル化
 - ③ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
 - ④ 広域化等に伴う高機能消防指令センターの整備（※） など

※ 今回新たに対象とされた事業